

(別紙1-3)

太陽光発電システム販売店概要書

(1) 太陽光発電システム販売店に関する事項
(審査対象事項)

整理番号
(記入不要)

1. 太陽光発電システム販売店の名称・所在地等				
名 称	(フリガナ) シュウカンキョウシステムサービス 株式会社		代表者氏名	(フリガナ) アズマ カズ ヒロ 東 和博
	住環境システムサービス株式会社			
所 在 地	〒590-0952 大阪府堺市堺区市之町東4丁1-20		電話番号	072-226-3411
			FAX番号	072-226-3413
連 絡 担 当 者	所属	本社	電話番号	072-226-3411
	氏名	(フリガナ) ヒロセ マサユキ 廣瀬 雅之	E-Mail	hirose@fsphd.co.jp
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出			<input type="checkbox"/> 自主行動基準 <input checked="" type="checkbox"/> 自主的な行動基準	
公開URL	http://www.jss-corp.co.jp/			
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-20-21 広宣ビ ル4F		電話番号	03-5985-7511
			FAX番号	03-5985-0878
連 絡 担 当 者	所属	東京サポートセンター	電話番号	03-5985-7511
	氏名	(フリガナ) ヤマガミ ケイスケ 山上 圭介	E-Mail	yamagami@fsphd.co.jp

<p>6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業 (一部の太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行なうものを除く)</p>	
事業名	事業概要

7. 相談・クレーム処理体制
 相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。

お客様相談室が内容を把握し

- ① 担当者対応
- ② 支店責任者対応
- ③ 支店責任者・工事責任者

内容により、①にて電話対応

もしくは、①～③の中でお客様宅へお伺いにて対応

処理・対応内容を相談報告書に記入し、相談室へFAXにて完了

(3) 太陽光発電システム登録施工店に関する事項 (参考内容)

太陽光発電システム登録施工店毎に作成してください

1. 太陽光発電システム登録施工店			
登録番号	施 2014-7	名称	西岡電気株式会社
2. 過去3年間の販売実績		79 件	
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア (ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：△ (右欄に実施可能な市町村名を記入)、ブロック内の全市町村実施不可能：－)			
大阪市内	○		
豊能 (豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	○		
三島 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)	○		
北河内 (守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市)	○		
中河内 (八尾市、柏原市、東大阪市)	○		
南河内 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)	○		
泉北 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)	○		
泉南 (岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、田尻町、岬町)	○		
4. 太陽光発電システム登録販売店が請求する費用の目安 * 次の条件において、代表的な費用 (リフォームに関する費用を除く) をご記入ください。 ・ 築10年程度の2階建て木造住宅 (在来工法) の屋根に定格出力 3.5kW の太陽電池モジュールを載せる。 ・ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・ 構造耐力は、建築基準法施行令第3章 (構造強度) 第1節から第4節までに規定されている仕様である。 ・ 太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第43条第1項の表及び第46条第4項の表2の区分が変わらない。 ・ 容易に外壁に穴を明けることができる。 ・ 足場を容易に架けることができる。			
			135 万円

5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率

概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。

戸数	戸	割引率	%
----	---	-----	---

条件等：

戸数ではなく約8kw以上で5%～の割引を実施しています。

6. 太陽光発電システム登録販売店 独自の事業

(当該太陽光発電システム登録施工店とのみ共同して行なうものに限る)

事業名	事業概要

--

